

# 防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース 第8号 2018. 3. 15

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail [peace@fukuoka-forum.jp](mailto:peace@fukuoka-forum.jp)

## 第10回口頭弁論（K被告「個人」証人尋問） 証人尋問始まる！

防衛大人権侵害裁判第10回口頭弁論が2月20日（火）13時30分より福岡地裁新館1号大法廷で開かれました。法廷は満席に埋まり80数名の参加がありました。

第10回裁判は被告K一人の証人尋問となり、それもKは福岡地裁の法廷に立つのではなく、東京地裁と福岡地裁を電波でつなぐテレビモニターを通じての尋問となりました。モニターを通しての尋問は弁護団としても初めてのことでした。これから原告及び被告・個人の証人尋問、そして被告・国の証人尋問へと進み、正念場を迎える裁判となります。

皆様のご支援、ご協力をお願いします。尚、カンパ金は39,813円でした。ありがとうございました。

### ■ 報告会

報告会は裁判終了後、「割烹みくに」において行われ、支援する会の末永節子さんの司会で進められました。代表の石村善治さんは所用のため欠席で代表挨拶なしの進行となりました。冒頭、司会の末永さんより、長崎県佐世保の今川正美さんのご紹介があり、裁判をより広めて行くための「パンフ」作成に当たっての説明が行われました。続いて、護衛艦「さわぎり」の元原告・樋口のり子さん、九州9条連、たんぼぼの会、原告Aさんと母親からの訴え等、活動報告、意見交換が行われました。



弁護団からの報告は赤松秀岳弁護士、佐藤博文弁護士からそれぞれ証人尋問を終えての問題点、今後の課題について提起が行われました。今回もそれぞれ意見や問題点が出され全体の課題共有となりました。これから大きな山場を迎えます。そのためにも法廷を埋め尽くし、関心の高さを示さなければなりません。

支援者の皆さん、傍聴体制よろしくお願い致します。



「情報を共有」 フェイスブックにアップ！  
「防衛大人権侵害裁判を支援する会のページ」で検索

## 「指導しとけ」の指示を認めるK被告!

赤松秀岳弁護士

今日は本当にお疲れ様でした。あの法廷は刑事事件をやる法廷でして正面に席が9席あります。裁判員裁判の法廷です。最新の設備の法廷です。

今日の証人尋問ですけれども、私としては成果があった面と、自分自身の課題と弁護団の課題両面があると思います。特にKu教官がKに対して「指導しとけ」と、指示したというところをK被告が認めたこと。基本的に認めたことは一つの成果です。今後、国相手の裁判、国相手の請求に関連してはその意味で良かったと思います。

ただ国もそこはしたたかで、Kの反対尋問で「暴力的指導という意味じゃないですね」というところを反対尋問でついてきました。そのあと佐藤弁護士がフォローされ「防大には建前と本音がある」という認識を引き出してくれました。だから「指導」と言われた、それは本音の世界はそうです。どこの世界に本音で「暴力的指導をしろ」という教官がいますか。建前では「指導せよ」と言ったところを、本音では暴力的指導をした。そういった書面を今後書いていけるのではないかと思います。

「事故走り」について、国の方は原告のせいでやったのではなく、K・Kur・Hこの3人の暴力であって、それらをまとめて連帯責任としてやったのではないのだ、ということをや以前から主張しています。今日、そのところを何とか崩したかったですけれども、今日は突きつけることができなかった。この点が私としては課題です。今後、お母さんの陳述書を提出する予定です。今日は傍聴に駆けつけて頂きましてありがとうございました。今日は皆さまのおかげで迫力ある尋問ができたのではないかと思います。

## 被告たちについて事実を明らかにしていくことが大事

佐藤博文弁護士

皆さんご苦労さまでした。基本的な事実関係についてきちっと本人に認めさせる供述を引き出すことができました。「調書にはそのように書いてあるのはわかっています」と、いろいろ微妙な言い方をしました。しかし、「指導」と称して暴力を振るっていたという「意味の認識」まで基本的に認めていま

した。非違行為を阻止するために実力を行使するのではなく、後で関係のない制裁的なことをやるという認識です。

今後、あと7人の被告の尋問が残っています。中には事実関係を争っている被告もいますから、そこを詰めていく作業が残っています。原告Aに対する暴力についてどのように思っているのか、彼らもいろいろだと思えるのです。こりゃまずいなあとか、本当に世の中では通用しないなあとか、伝統と思ってやるしかないなあ、思考停止して割り切っていたのか、先頭を切ることが評価されて、軍隊の中で評価されていくと心底思っていたのか、いろいろいると思うんです。あと7人の被告たちについて事実を明らかにしていくことが大事だということを改めて思いました。

## 原告・母親の訴え

●法廷で認めているのは100分の1ぐらいしか認めてない

今日は長い時間になりましたけれども、いろいろ皆さんご多忙のなか息子の裁判のために来ていただきまして本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

前回、支援する会、たんぽぽからいただいた支援金につきまして、先月、すべて着手追金等として弁護士さんに支払いました。本当に助かりました、ありがとうございます。

今日初めて裁判傍聴に来られた方、お友達に連れてこられた方がおられると思いますので防衛大人権侵害裁判というのはどういう裁判なのかを簡単に説明させていただきたいと思います。今日資料を提出して頂いている団体をはじめ、いろんな団体からのご支援をいただいて頑張っているところです……。

今日、Kの言ったことは「飛ばし」（注）ということが中心であったと思います。「飛ばし」なんか本当に取って付けたもので、「暴力」というのもあのKが認めているのは、本当に何回肩を突いたとか、その程度しか認めていません。実際は、顔を合わせるたびに何度も往復びんたや殴ったり、で片付けしている所を、足でけり上げたり、頭をぶっつけたり、そういう「飛ばし」という行為を全部法廷で認めている訳ではなく、本当に100分の1ぐらいしか認めていないのではないかと思います。



こうしたことが防大の中で、「指導」という認識のもとで常日頃から行われ、自分もされていたんだということです。

学生必携、校則みたいなものがあるのですけれども、それは飾りにすぎなかった、建前に過ぎなかったと言っていたのは今日の成果であったと思います。

弁護士の先生方もかなり頑張っておられることが伝わって、私も凄く緊張したんですけども、息子は落ち着いていたのでほっとしました。それはやはり皆さんが駆けつけて下さったおかげで、支援者の皆さんがこんなにいるんだなあと思う安心感だと思います。次回4月25日、息子が証人尋問に立つということで、その時もお忙しいと思いますが、いろんな方にお声をかけて頂いて、少しでも協力していただけたらと思います。

### ●こんな暴力行為をして「10万円の罰金刑」とは許されない。

防大がどのようなことを訴えているのか知りたくて、刑事告訴を2014年に行ないました。

その時は、今日言われたみたいに暴力を振るっても、たった10万円の罰金刑でした。こういうことが許されて良いのかということです。今日見てわかったと思うんですけど、あのKは法廷にすら姿を現わしていません。自衛隊だったらこういうことが許されるのかということを知りたいです。防大で行われた「人権侵害」というのはどのようなものであったのかを明らかにして行きたい。膿を出し切りたいというのが一つの目標です。

それと、被告より謝罪を受けていません。謝罪文を勝手に送りつけてきましたが、防大からも学生たちからも謝罪を受けていません。そうした意味で、息子は立ち止った状態であり、けじめがつけられない状態であることも考えて、きちっと謝罪をして頂きたいと思っています。

こういう人権侵害というのは長きにわたって行われていて、防大ではおそらく30年前から確実にあっただろうと言っています。

### ●防大の「悪しき伝統体質」を絶たなくては

今日Kが言ったように、これは悪しき伝統であった。自分もされてきたので、それによって自分の精神力が強くなり感謝しているというようなことを言っていたと思うんです。

このように高校を卒業し防大に入った方は、そういう風に悪しき伝統に染まっていくのではないのでしょうか。その実態を止めなくてはならないと思っています。

その一つに悪しき伝統というのを絶たなくてはなりません。それは世論であったり、みんなに周知して頂くことがまず第一だと思っています。裁判自体を世の中の人に広めて頂きたいと思っています。マスコミはあまり取り扱ってくれる事案ではないので、出来ればじわじわと人から人へ伝わって、マスコミが動かざるを得ないようなかたちにして行けたら理想かなと思います。

今日はありがとうございました。

### (注) 「飛ばし」とは

週番等が整理不備を理由に再度整理させることを掲げ、台風がとおりすぎたように机やベッド、タンスを荒らすこと。実態は整備不備に関係なく時間剥奪の嫌がらせ目的。時節も恒例化されているが、ロックオン(目を付ける)されると時節に関係なく執拗にやられる。教官らも容認しているようだが、今回の場合、禁止されている私物の「飛ばし」や頻度について、「異常な状態であった」とKu教官が供述している。

### 原告Aの訴え

皆さんこんにちは。今日、皆さん来てくれてありがとうございました。今日の裁判、はじめて原告側の席に座ったんですけども、すごく緊張しました。でも皆さんが来てくれて、皆さまの応援があると思っただらがんばることが出来ました。Kを久々に見て、嫌なことを思い出したんですけど、彼が受け応えする姿を見て、組織の中ではやっぱり自分が思っていることがいづらいい空気があるのかなあと思います。自分のような被害者やKのような加害者を出さない為にも、この裁判がんばっていきたく思います。

皆さんよろしくお願い致します。

## この間の裁判経過

第1回	審理	2016年5月23日(月)	地裁303号法廷
第2回	個人・国	2016年7月11日(月)	地裁303号法廷
第3回	個人・国	2016年10月4日(火)	地裁303号法廷
第4回	個人・国	2016年12月6日(火)	地裁303号法廷
第5回	個人・国	2017年3月6日(月)	地裁301号法廷
第6回	個人・国	2017年6月19日(月)	地裁301号法廷
第7回	個人	2017年9月4日(月)	地裁301号法廷
第8回	個人・国	2017年10月16日(月)	地裁301号法廷
第9回	個人・国	2017年12月11日(月)	地裁301号法廷
第10回	証人尋問	2018年2月20日(火)	地裁新館1号

### 第11回裁判（証人尋問・原告A）

4月25日（水）午後1時30分より  
本館108号法廷（予定）

※108号法廷は小さい法廷です。先着順あるいは支援する会で調整、整理の上、入廷ということも予想されます。追って詳細は連絡します。

※裁判終了後、報告会は行いません。4月26日にまとめて行います。

### 報告会

### 九州キリスト教会館

福岡市中央区舞鶴2-7-7

電話 092-712-6808

### 第12回裁判（証人尋問・被告数人）

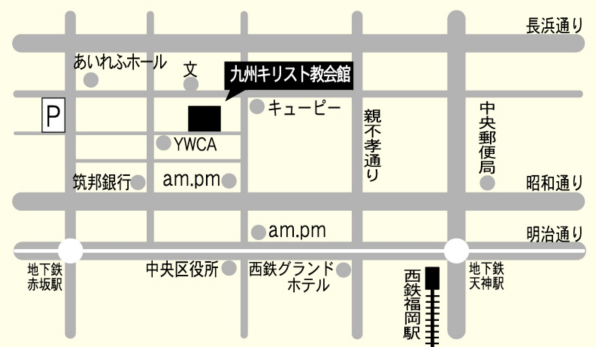
4月26日（木）午前10時より  
本館105号法廷（予定）

※105号法廷も小さい法廷です。先着順あるいは支援する会で調整、整理の上、入廷ということも予想されます。追って詳細は連絡します。

※午前被告K2・H、午後被告S・Oの証人尋問

※裁判終了後、直ちに「九州キリスト教会館」へ移動して下さい。

地下鉄「赤坂駅」3番出口より徒歩約7分  
バス「法務局前」又は「舞鶴1丁目」バス停より徒歩約5分(昭和通り)  
「大名2丁目」バス停より徒歩約6分(明治通り)



#### ◆財政支援カンパ

※郵便振替 一口1,000円(何口でも可)

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会

口座/01750-5-145369

#### \*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会  
事務局長 前海満広

口座/九州労働金庫福岡県庁前支店  
6725504